

住友理工健康保険組合 殿

常務理事	事務長	係員

マイナ保険証に対応した医療機関等では、限度額適用認定証が無くても限度額を適用することができます。
便利なマイナンバーカードをぜひご利用ください。

健康保険限度額適用認定申請証

		提出日	令和	年	月	日
被保険者証の記号・番号		記号	番号			
被保険者	氏 名					
	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日				
	日中の連絡先	職場連絡先(内線) (- -) 携帯 又は 自宅 (- -)				
適用対象者	氏 名					
	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日				
	被保険者との続柄					
限度額適用認定証を必要とする期間(最長1年)		令和 年 月 ~ 令和 年 月				
限度額適用認定証の送付先 (希望するものにチェック)	☐ 自宅	〒				
	☐ 職場	※会社名及び部署名をご記入ください				
	☐ その他	健保組合窓口にて受取 ※申請日の翌々日以降の8:30~17:00の間にお越しください				
備 考						

上記のとおり健康保険限度額適用認定証の交付を申請します。

【注意事項】

- 1. 第三者行為(交通事故・けんか等)の場合は、事前に健保組合へご連絡ください。
- 2. 傷病の原因が通勤途中又は業務中の場合は申請できません。
- 3. 認定証の適用開始は、本申請書を健保組合が受付した月の一日となります。
- 4. 有効期限に達したとき、資格を喪失されたとき、必要がなくなったときは、速やかに健保組合までご返却ください。

・被保険者証の記号番号を記入した場合は不要です
・マイナンバーを記載した場合は、個人番号確認、本人確認をするための添付書類が必要です

被保険者のマイナンバー記載欄

健保受付年月日

住友理工健康保険組合

(2024.3.)